

令和 2 年度公共用水域水質測定結果について

水質汚濁防止法第 16 条の規定により青森県が定めた測定計画に基づき、市内の公共用水域の水質の状況を継続的に把握するため常時監視するものである。

令和 2 年度から、新たに湖沼（世増ダム貯水池）の測定を開始している。

1. 水質の測定結果

(1) 河川

新井田川 5 地点（鷹ノ巣橋・長館橋・新井田橋・塩入橋・湊橋）、五戸川 1 地点（尻引橋）、浅水川 1 地点（なかの橋）において測定を実施した。（資料 1-図 1）

河川における水質汚濁の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）について、すべての環境基準点で環境基準を達成した。（資料 2-表 1）

水生生物保全環境項目については、新井田川 2 地点（長館橋・塩入橋）及び五戸川 1 地点（尻引橋）で測定を実施し、すべて環境基準を達成した。（資料 2-表 3）

カドミウム、鉛等人の健康の保護に関する項目（健康項目）等については、新井田川 1 地点（塩入橋）、五戸川 1 地点（尻引橋）で測定を実施し、すべて環境基準を達成した。（資料 3-表 5）

(2) 海域

八戸前面海域 14 地点、南浜海域 2 地点において測定を実施した。（資料 1-図 1）

海域における水質汚濁の代表的な指標である COD（化学的酸素要求量）について、すべての環境基準点で環境基準を達成した。（資料 2-表 1）

人の健康の保護に関する項目（健康項目）等については、八戸前面海域の 7 地点（St. 1, 2, 3, 7, 8, 9, 13）で測定を実施し、すべて環境基準を達成した。（資料 3-表 5、6）

(3) 湖沼

世増ダム貯水池 1 地点において測定を実施した。（資料 1-図 1、2）

湖沼における水質汚濁の代表的な指標である COD（化学的酸素要求量）について、環境基準を達成できなかった。（資料 2-表 1）

水生生物保全環境項目及び人の健康の保護に関する項目（健康項目）については、すべて環境基準を達成した。（資料 2-表 3、資料 3-表 5）

2. 底質の測定結果

新井田川 1 地点（湊橋）、八戸前面海域 5 地点（工業港内 St. 1, 2, 6, 7, 8）及び世増ダム貯水池 1 地点で、重金属類を含む 13 項目について測定を実施した。（資料 2-表 4）

その結果は、新井田川及び八戸前面海域については概ね例年どおりであった。